

富山児童相談所養育・援助センター（仮称）等新築工事基本設計業務に係る  
公募型プロポーザル実施案内

富山児童相談所養育・援助センター（仮称）等新築工事基本設計業務に係る公募型プロポーザルを下記のとおり実施します。

記

1 業務概要

(1) 業務名 富山児童相談所養育・援助センター（仮称）等新築工事基本設計業務

(2) 業務内容 次の対象施設新築工事の基本設計

用 途 児童相談所、児童心理治療施設、特別支援学校

規 模 3用途の複合施設：延べ面積 約 4,265 m<sup>2</sup>

<内訳>・（仮称）富山児童相談所養育・援助センター（仮称）として、約 1,699 m<sup>2</sup>  
・児童心理治療施設として、約 1,812 m<sup>2</sup>  
・学びの場として、約 754 m<sup>2</sup>

工事場所 富山県富山市下飯野 地内

(3) 履行期間 令和6年1月上旬から5.5箇月程度（予定）

2 参加資格の概要

技術提案書の提出者は、次に掲げる参加資格を満たしている建築士事務所の開設者とする。

- ① 富山県における令和5・6年度建築コンサルタント競争入札参加資格名簿に登録されており、当該建築コンサルタント入札参加資格審査申請にあたって記載した主たる営業所の所在地が富山県内であること。また、富山県における令和5・6年度建設工事競争入札参加資格名簿に登録されていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 富山県において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 参加表明書提出の期限の日において、建築コンサルタント業務等に関し、富山県の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 階数が2以上で、延床面積1,000 m<sup>2</sup>以上\*の事務所、児童福祉施設又は学校のいずれかの設計実績（平成25年4月1日以降に工事が完成したもの又は工事中のものに限る。）を有すること。

※新築又は増築部分の面積に限る。

- ⑥ 所属する一級建築士は5名以上であること。
- ⑦ 同一組織からの参加は1組に限る。
- ⑧ 設計共同体で申請する場合は、上記①から⑥の規定に関わらず、以下の要件を満たすこと。  
・構成員は2者とし、そのうち1者を代表者とする。

- ・各構成員の出資比率はそれぞれ20%以上とすること。
  - ・各構成員は上記①から④までの規定に掲げる資格を有すること。
  - ・代表者は上記⑤の規定に掲げる実績を有すること。
  - ・代表者に属している一級建築士は3名以上、その他の構成員に属している一級建築士は2名以上であること。
- ⑨ 本プロポーザルに参加する者（単体又は設計共同体）は、本プロポーザルに参加する他の設計共同体の構成員でないこと。

### 3 手続等

#### (1) 担当部署

富山県土木部営繕課営繕係      住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号  
電話：076-444-3362（直通）  
メールアドレス：aeizen@pref.toyama.lg.jp

#### (2) 説明書の配布

本プロポーザルの詳細について記載した説明書を次のとおり配布します。

配布場所：富山県土木部営繕課

配布期間：令和5年10月2日（月）から令和5年10月18日（水）まで

※富山県公募型プロポーザル専用ページ

(URL:<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/koubo/index.html>)からもダウンロードできます。

#### (3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：参加表明書 令和5年10月18日（水）17時15分まで

技術提案書 令和5年11月16日（木）17時15分まで

提出場所及び方法：上記(1)に記載のメールアドレスに電子メールにより提出すること。（電子メール送信後、必ず担当部署に到達確認の電話をすること。）

### 4 技術提案書を特定するための評価基準

#### (1) 担当チームの能力（技術者等の経験及び能力）

配置予定技術者の資格・類似業務等の実績の内容

#### (2) 担当チームの対応（業務の実施方針・手法）

業務への意欲及び理解度、実施方針及び課題に関する提案内容の妥当性等

### 5 その他

- (1) 審査委員会が選定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の見積書徴収の相手方とする。ただし、最優秀者に事故等があり見積書徴収が不可能となった場合は、優秀者を見積書徴収の相手方とする。
- (2) 設計委託料は、県の基準により算定した額の範囲内で随意契約する。
- (3) 詳細は説明書による。